

東北学院大学 学生のための総合保険



学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。この度のご入学を心よりお祝い申し上げます。

さて、本学では、教育研究活動中（正課中、学校行事中、課外活動中（大学に届け出たものに限る。）及び学校施設内での活動中）におけるケガに備え、全学生を対象として（公財）日本国際教育支援協会の『学生教育研究災害傷害保険』（略称「学研災」）に加入しています。

ただし、アルバイト中など教育研究活動中でないときのケガやかぜによる通院（健康保険等の自己負担分）、自転車の走行中に起こした個人賠償責任事故、火災や水漏れ破損等により借用個室を損壊した借家人賠償責任などは「学研災」の対象外であり、学生生活全般が補償されているとは言えません。そこで、本学では学生生活を幅広くサポートできる補償制度として、『学研災付帯学生生活総合保険(※1)』（略称「付帯学総」）のご加入を強く推奨しています。

今回のご案内では、全国団体の割引適用によりこの「付帯学総」に加入いただきやすくなっております。より安心して学生生活をお送りいただくためにも、本制度の趣旨をご理解賜り「学研災付帯学生生活総合保険パンフレット」をご覧のうえ、加入についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

(※1) 正課中、学校行事中、課外活動中（大学に届け出たものに限る。）及び学校施設内の事故における死亡・後遺障害については、本保険の補償対象ではなく「学研災」の補償対象となります。



東北学院大学 学長 大西晴樹

(24TC-002656 2024年8月作成)

学生生活(学内外)を安心して過ごすために

部活・サークルをはじめめる

自転車通学をはじめめる

自転車条例にも対応!

一人暮らしをはじめめる

アルバイト・インターンシップをはじめめる

風邪をひいた時、たった1日の通院でも補償!

事故時、相手方との示談交渉も保険会社に任せられて安心!

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

学研災付帯学生生活総合保険は「学研災*」を補完する任意加入の上乗せ保険です。

*学生教育研究災害傷害保険（本学は学研災に全員加入しています）

申込締切：2025年3月31日(月)

※4月1日を補償開始日とする場合、必ず締切日までにお振込みください。

- 2025年3月31日(月)までに申し込まれた方は、2025年4月1日(火)より補償開始となります。
- 2025年4月1日(火)以降にお申し込みいただいた方は、振込日の翌日より補償開始となります。
- 申込締切日以降も申込可能です。加入日によって保険料が異なります。加入Webサイトにて保険料をご確認ください。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

約26円~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

申込はWEBで

簡単3分

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0206200>





学生に
保険は必要？

学生生活には 付帯学総が学生の“万が一”

部活・サークル活動をはじめて…

【事件事例】

運動部の練習中、足元がすべって
しまい、ひざをケガしてしまった。
14日間の通院をして、
治療費に**99,850円**
かかってしまった。



学研災に加入しているので、
今回のケースでは**3万円**の補償がされた

付帯学総に加入していれば
治療費として**99,850円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

自転車通学をはじめて…

【事件事例】

授業の帰りに**自転車**で
アルバイト先に向かっていたら
曲がり角で歩行者に
ぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが
440万円の賠償金を
払うことになった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
賠償金として**440万円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「1 個人賠償責任」で補償されます

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

*学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

こんなリスクが！ を手厚くサポートいたします。

一人暮らしをはじめて…

【事件事例】

初めての一人暮らし、
洗濯機を回したまま**外出**した際に
排水ホースが外れて床全面に
水漏れしてしまった。
修理費用として
30万円かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
修理費用として**30万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「**7 借家人賠償責任**」で補償されます

そんな付帯学総が
1日あたりに換算すると約**26円**～

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

アルバイト・インターンシップを
はじめて…

【事件事例】

アルバイト先の飲食店で、
油が入った鉄板から油が飛んできて
やけどを負ってしまった。
治療費用として**4万円**が
かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
治療費用として**4万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「**3 治療費用**」で補償されます

WEBから
簡単にご加入



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0206200>



まずは詳しい補償項目をみてみよう！

付帯学総は、学生の“万が一”を手

治療費用の補償

医療機関の窓口で
自己負担した費用を
補償します。

品名	負担金	負
3	4,380	4
品名	消費税等	優
品名	円	

学生が風邪をひいて
しまったとき、
たった1日の通院から補償

父母等の
90.5%^(※1)
が安心!



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

個人賠償責任

自転車通学での事故時、
高額になりやすい
賠償金も補償

自転車条例
にも対応



※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

育英・学資費用

扶養者の方に万が一が
あったとき、学生の
ご卒業までの授業料を補償

父母等の
88.5%^(※1)
が安心!



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
※扶養者の指定：扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救援者費用等

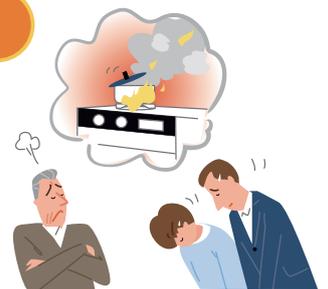
学生の急な
入院に駆け付け
たいときも



※3日以上入院が補償対象となります。

借家人賠償責任

一人暮らしをする
学生が、
借家を傷つけて
しまっても



厚くお守りします。

保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院

... お支払い保険金 **3,860**円

治療費用（ケガ）：

部活動中、右足親指を強打し負傷

... お支払い保険金 **12,220**円

無料
付帯

メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい

医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの…

緊急医療相談



※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

父母等の
92.5%
が安心！
(※1)



学生が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い

扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償

扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

(※1) 付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果(2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先: マクロミル)

生活用動産

一人暮らしを
狙われ
盗難被害に
あっても

免責金額：1事故5,000円



死亡・後遺障害

学生に
万が一が
あった
ときも

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



申込はこちら！

簡単
3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0206200>

さらに詳しい補償内容はP.5へ

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(※1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^(※1)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

ケガ

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用^{(※1)(※2)(※3)}

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

項目	金額	単位
1	100	円
2	100	円
3	4,380	円
4	4,380	円
5	4,380	円
6	4,380	円
7	4,380	円
8	4,380	円
9	4,380	円
10	4,380	円
11	4,380	円
12	4,380	円
13	4,380	円
14	4,380	円
15	4,380	円
16	4,380	円
17	4,380	円
18	4,380	円
19	4,380	円
20	4,380	円
21	4,380	円
22	4,380	円
23	4,380	円
24	4,380	円
25	4,380	円
26	4,380	円
27	4,380	円
28	4,380	円
29	4,380	円
30	4,380	円
31	4,380	円
32	4,380	円
33	4,380	円
34	4,380	円
35	4,380	円
36	4,380	円
37	4,380	円
38	4,380	円
39	4,380	円
40	4,380	円
41	4,380	円
42	4,380	円
43	4,380	円
44	4,380	円
45	4,380	円
46	4,380	円
47	4,380	円
48	4,380	円
49	4,380	円
50	4,380	円
51	4,380	円
52	4,380	円
53	4,380	円
54	4,380	円
55	4,380	円
56	4,380	円
57	4,380	円
58	4,380	円
59	4,380	円
60	4,380	円
61	4,380	円
62	4,380	円
63	4,380	円
64	4,380	円
65	4,380	円
66	4,380	円
67	4,380	円
68	4,380	円
69	4,380	円
70	4,380	円
71	4,380	円
72	4,380	円
73	4,380	円
74	4,380	円
75	4,380	円
76	4,380	円
77	4,380	円
78	4,380	円
79	4,380	円
80	4,380	円
81	4,380	円
82	4,380	円
83	4,380	円
84	4,380	円
85	4,380	円
86	4,380	円
87	4,380	円
88	4,380	円
89	4,380	円
90	4,380	円
91	4,380	円
92	4,380	円
93	4,380	円
94	4,380	円
95	4,380	円
96	4,380	円
97	4,380	円
98	4,380	円
99	4,380	円
100	4,380	円

ケガ・病気

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※4)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除く。)



(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(※2) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日: 2025/4/15 のケース

60日を経過した日: 2025/6/13

60日を経過した日の属する月の末日: 2025/6/30

2025/4/15 ~ 2025/6/30 の治療がお支払対象

(※3) 保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(※4) 自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください。

4 救援者費用等

学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から自宅までの遺体輸送費用をお支払いします。



5 育英・学資費用^(※1)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害)

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害、病気による死亡)

お支払対象期間中^(※2)に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(※2) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



6 生活用動産

一人暮らし限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。



7 借家人賠償責任

一人暮らし限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。



Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

《ご加入プランのご案内》

30% 割引

1年あたりに換算すると 約 9,270円~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生			
保 険 金 額	1 個人賠償責任(*1)	1事故 国内:3億円 国外:1億円 限度			1事故 国内:3億円 国外:1億円 限度			
	2 死亡・後遺障害(*2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
	3 入院・通院(*3) ケガ	入院・通院(*3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
		入院・通院(*3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4 救護者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
	5 育英費用(*4)	育英費用(*4)	100万円	100万円		100万円	100万円	
		傷害学資費用(*4)(*5)	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
疾病学資費用(*4)(*5)		100万円	対象外		100万円	対象外		
6 生活用動産(*6)		対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円	
7 借家人賠償責任(*6)					1000万円	1000万円	1000万円	

保 険 料 (卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
	2029年3月卒業予定者 (4年間分保険料)		74,610円	43,830円	37,080円	85,870円	55,090円	48,340円
	2028年3月卒業予定者 (3年間分保険料)		50,720円	32,830円	28,520円	59,380円	41,490円	37,180円
	2027年3月卒業予定者 (2年間分保険料)		30,560円	22,340円	19,960円	36,620円	28,400円	26,020円
	2026年3月卒業予定者 (1年間分保険料)		14,510円	12,370円	11,400円	17,980円	15,840円	14,870円

- (*1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (*2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (*3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (*4) 独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
- (*5) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次(*7)までの期間です。
- (*6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。
- (*7) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間		卒業予定年次(*7)に応じて
4年間	2029年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2029年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2028年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2027年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間	2026年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率【30%】が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなりご加入いただくことができません。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)

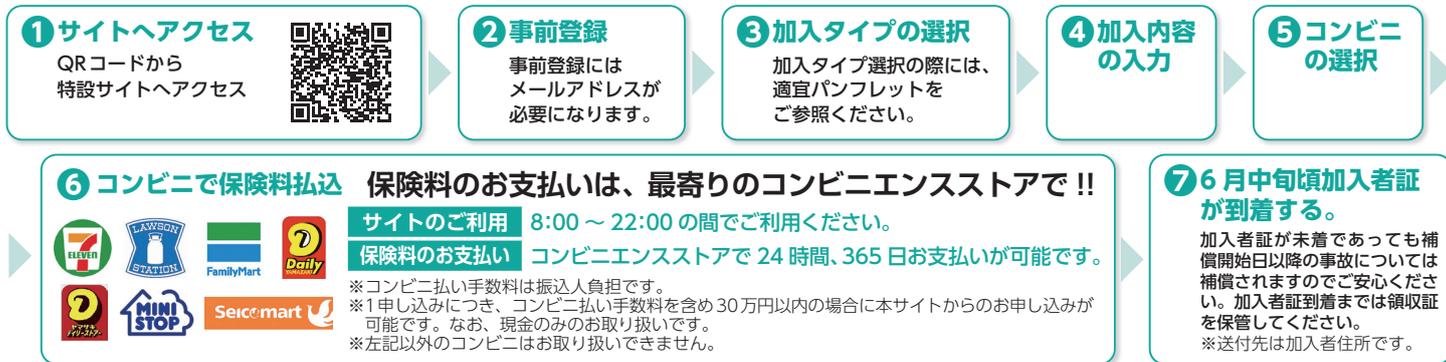
「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

付帯学総とは

補償内容

補償内容・プラン

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。



※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。
※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
※Web加入ができない場合、払込取扱票にて郵便局でお手続きいただけます。加入方法については払込取扱票裏面の加入方法をご確認ください。
※払込取扱票をご希望の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

パンフレット・補償の概要・重要事項説明書には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認いただくことが重要です。以下のURL・QRコードに掲載の重要事項説明書・補償の概要については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書等の書面をご希望の方はお問い合わせ先にご連絡・お取り寄せいただき、内容をご確認いただいた上でご加入のお手続きをお願いいたします。払込取扱票、あるいはWeb加入でのお手続きを実施いただいたことを以て、重要事項説明書・補償の概要を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び、重要事項説明書・補償の概要を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。
URL <https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>

＜返還保険料の取扱い＞
・誤振込（申込時、変更時に誤った保険料にてお振込みいただいた場合）
保険料を誤振込され返還保険料が発生した場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。
・解約・契約内容変更
解約・契約内容変更時に返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

＜控除証明書について＞
治療費用実費補償のあるタイプにご加入の場合、治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください（毎年10月頃より受付開始となります）。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

保険金を請求するときは

- 1 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 3 ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減される場合があります。
- 4 ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- 5 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) 三井住友海上火災保険(株)

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（子ども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりませんが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（子ども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（子ども総合補償）の愛称です。
この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	C for U株式会社 提携代理店：株式会社TGサポート (学校法人東北学院100%出資)	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-21-2 金星ビル3F (TEL 03-3264-8383 FAX 03-3264-8388) 電話受付(平日)月～金 10:00～17:00 e-mail cforu-info@cfor-u.jp
----------------------------	--	--

注) ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先 (取扱代理店)	C for U株式会社 提携代理店：株式会社TGサポート (学校法人東北学院100%出資)	03-3264-8383 (代理店電話番号) ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、東京海上日動安心110番「0120-720-110」へご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。
---------------------------	--	---

注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社 (幹事)	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 仙台支店 営業課	〒980-8460 宮城県仙台市青葉区中央2-8-16 仙台東京海上日動ビルディング10F (TEL 022-225-6321 FAX 022-225-7256)
------------------------	---	---

注) 学研災については、本学担当窓口（学生部 学生課）までお問い合わせください。

払込取扱票の記入方法

本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となることがございます。また**全ての項目が必須項目**ですので、記入もれないようご確認をお願いします。訂正の場合は—で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

付帯学総専用 払込取扱票

付帯学総専用の振込用紙です。学研災（学生教育研究災害傷害保険）の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。

2025年度用 付帯学総専用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

⑥ 学生の卒業予定年参考 ⑨ 学生の生年月日欄参考

卒業まで (この保険は卒業までの期間一括加入です。)	卒業予定	平成13年	2001年
4年間	2029年 3月	平成14年	2002年
3年間	2028年 3月	平成15年	2003年
2年間	2027年 3月	平成16年	2004年
1年間	2026年 3月	平成17年	2005年
		平成18年	2006年
		平成19年	2007年

00 東京		払込取扱票									
口座記号番号										金額	
001100										千 百 十 万 千 百 十 円	
298307										* ③ 74610	
学総口 (財) 日本国際教育支援協会										備考	
2025 ※〒 100-0000 ※扶養者の電話番号 03-0000-XXXX										切り取らな お出 ください	
※住所 東京都千代田区丸の内1-2-1										*学研災への加入 ④ 加入済予定 未加入	
※フリガナ ニホン タロウ										★他の保険契約等 ☆学生が継続的に従事している職業・職務 内容は、	
※署名 日本 太郎										*有	
02062-00 東北学院大学										② 加入タイプ	
*学部学科 ⑦ 〇〇学部〇〇学科										*2025年 4月入学	
*フリガナ ニホン ハナコ										*2029年 3月卒業	
*氏名 日本 花子										⑧ A	
*★学生の生年月日(西暦で記入) ※住まいお答え欄 ※学生の電話番号(携帯等)										日 附 印	
2006年 4月 5日 ⑨ 自宅										*090-0000-0000	
本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地										⑩	
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。(承認番号東第46581号)											

- ご署名ください。**
※扶養者欄のご署名は、原則として学生の親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、学生の生計を主に支えている方がしてください(学生が成年に達している場合は、親権者でなくてもかまいません)。
▲払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が育英費用・学資費用補償の「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 必ずご記入ください。**
パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。
- 加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。
※この保険は卒業までの期間一括加入ですのでご注意ください。

- 学研災(学生教育研究災害傷害保険)に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。皆様は全員加入しています。
- 他の保険契約等(ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容(他の保険契約等がある場合は保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額)をご記入ください。
- 左上の卒業予定年を参考にして学生の大学入学年月と大学卒業予定年月をご記入ください。

- 大学院生は専攻等をご記入ください。
- 保険の対象となる方に適用される公的医療保険制度の名称をご記入ください(お手元の健康保険証をご確認ください)。
組合管掌健康保険→組合
国民健康保険→国民
船員保険→船員
共済組合→共済
退職者医療制度→退職
全国健康保険協会管掌健康保険→協会
(旧政府管掌健康保険)
- 左上の和・西暦対照表を参考のうえ学生の生年月日を西暦でご記入ください。
- 通学の拠点となるお住まいでご親族と同居している場合は「自宅」、同居していない場合は「一人暮らし」をご選択ください。

WEB加入の場合は
この払込取扱票は使用できません。

加入者証は6月中旬頃を目処にお送りします。

2024年5月作成 24T-000189

払込取扱票

00 東京		払込取扱票									
口座記号番号										金額	
001100										千 百 十 万 千 百 十 円	
298307										* 74610	
学総口 (財) 日本国際教育支援協会										備考	
2025 ※〒 - ※扶養者の電話番号 -										切り取らな お出 ください	
※住所										*学研災への加入 加入済予定 未加入	
※フリガナ										★他の保険契約等 ☆学生が継続的に従事している職業・職務 内容は、	
※署名										*有	
02062-00 東北学院大学										*加入タイプ	
*学部学科										*20 年 月入学	
*フリガナ										*20 年 月卒業	
*氏名 男/女										日 附 印	
*★学生の生年月日(西暦で記入) ※住まいお答え欄 ※学生の電話番号(携帯等)										*090-0000-0000	
年 月 日 自宅										* - -	
本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地										⑩	
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。(承認番号東第46581号)											
これより下部には何も記入しないでください。											

振替払込請求書兼受領証

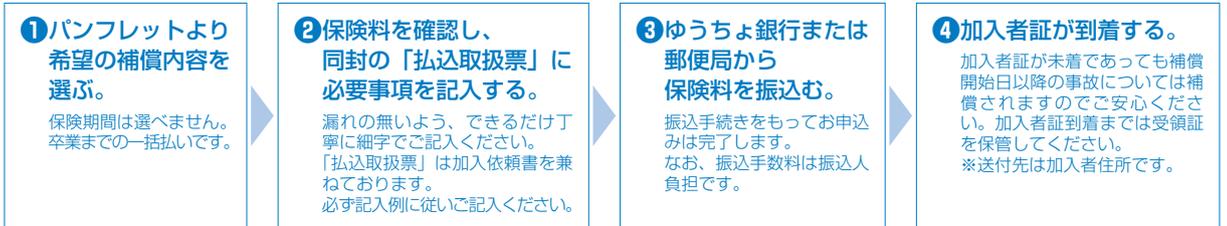
00 東京		払込取扱票									
口座記号番号										金額	
001100										千 百 十 万 千 百 十 円	
298307										* 74610	
学総口 (財) 日本国際教育支援協会										備考	
おなまえ										日 附 印	
ご依頼人										料 金	
様										円	
備 考										備 考	

※この払込取扱票は付帯学総専用です。学研災の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。
※本受領証は加入者証がお手元に届くまで大切に保管ください。
※加入者証は6月中旬を目処にお送りします。

←ご依頼人のおなまえは扶養者欄の氏名と同一のものをご記入ください。

この受領証は、大切に保管してください。

<郵便局申込の場合のご加入方法> ※ Web加入が出来ない場合→郵便局でのお申込み



<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会……<http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動………www.tokiomarine-nichido.co.jp

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただきます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめご了承ください。
- ・ご依頼様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



<ご加入時の同意内容について>

私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①保険の対象となる方欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
 - ②重要事項説明書の内容
 - ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- *保険の対象となる方をいいます。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この場所には、何も記載しないでください。